

原告 株式会社自由社

被告 国 他3名

第十二準備書面

令和6年6月6日

東京地方裁判所 民事第31部 甲合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高池 勝彦

弁護士 荒木 田 修

弁護士 尾崎 幸 廣

第一 原告は、被告国の、令和6年3月29日付準備書面（9）について以下のとおり認否反論する。本項において、「被告国」を単に「被告」という。

1 指摘事項1について（通番1）

裁判所の求釈明は、「長屋の一角」と「四帖半」の両方が問題となっているのに、従来原被告間の論争が、「長屋の一角」についてだけ行われているので、「四帖半」についてはどうなのかということである。

被告は、原告が、原告第二準備書面3頁で、「4畳半」についても「長屋の一角」と同じ論理が成り立つと述べているから、被告の反論も「長屋の一角」についてと同じであるという。

原告はすでに「長屋の一角」について被告の論理の破綻を証明しており、

「4帖半」についても「同じ論理が成り立つ」ことを上記の釈明で被告自身が認めたのであるから、「4帖半」については詳細に論じるまでもなく、被告の論理が同様に破綻していることになる。

2 指摘事項2について（通番3）

被告は、ロンドン海軍軍縮条約の補助艦の比率について、被告が、被告準備書面(2)では「厳密な7割を満たないことが認識できる形で記述するなどの工夫が必要」といいながら、被告準備書面(6)では、「7割に満たなかったからということを理解させる記述でない限り必ず検定意見を付すると主張しているものではない」、つまり、「ほぼ7割」でもいいという。そうだとすると、「7割に満たない」ということと「ほぼ7割」ということは同じなのかというのが裁判所の求釈明である。

これに対する被告の釈明は、前半で、「補助艦の比率が対米英7割に満たなかったことが読み込める」説明が必要で、本件申請図書はそのような工夫がないので不正確だとのべながら、後半では、「このような最小限の工夫を超えて、7割に満たなかったからということ積極的に理解させるための詳細な内容が記述されない限り「不正確なところ」があるものとして検定意見を付す、というような判断まではしてはいない」というのである。前半と後半は別の方向を向いており、端的に矛盾している。

そもそも、「ほぼ7割」は「7割前後」を意味するものであり、7割を超えているケースも含まれる表現であるから、「7割に満たなかったことが読み込める」「工夫」とは言えない。被告の釈明の論理は完全に破綻している。

3 指摘事項3について（通番6）

裁判所の求釈明は、オリンピックの参加国（及び地域）数について、93の場合には、「93の国と地域」と記述しなければいけないのか、合計が「94」

でなければいけないのかというものである。

そこで原告は「93か国」とする記述が成り立つことを、依拠する出典を明記して提出したのであるが、これについて被告は何の反論もしていない。反論できないということは被告の主張が完全に破綻しているからで、原告の主張は当然認められるべきである。

4 指摘事項4について（通番24）

裁判所の求釈明は、被告の主張は「アメリカが日英に対し、日英同盟を破棄（「一方的に」条約を終了すること）するように働きかけてはいないという」ということなのか、というのが第1点、それとも、同条約が最終的には日英の合意のかたちをとって終了したのであるから、合意のかたちをとって同条約が終了した以上、アメリカが日英に対し、一方的に条約を終了するよう働きかけていたとしてもそれを「破棄」に向けたものと表現するのは正確ではないということなのか、というのが第2点である。

しかし、「一方的に日英同盟を終了する」とは「破棄」と呼んで差し支えない事態である。被告は原告の主張を事実上認めざるを得なくなっているのである。また、被告の主張は「日英の合意」によって日英同盟は終了したという結果から逆算して途中経過を意味づけするという倒錯した論理でもある。

原告の第十一準備書面で述べたように、当時、我が国において、日英同盟は「破棄」されたと認識されていたのである（甲46）。

通番24の記述は、第二次世界大戦に至る「日本とアメリカの関係が悪化していく道のりを、順を追って書いてみよう。」との課題に対して、「さくらさんのノート」の中で、「ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」というものであり、アメリカが日英同盟の破棄に動いたことは厳然たる事実であって、「図書の内容に、誤りや不正確なところ」などどこにもない。

以上の通り、被告の主張は、誤りである。

第二 被告らの責任（訴訟物の追加）

1 原告は、本件申請図書に対する検定意見405件のうちの多くは、ダブスタ検定や詭弁を弄した違法な検定であると考えているが、そのうち、49件を選んで、その違法性を主張し、この違法検定によって「一発不合格」の違法な行政処分を受けた。上記49件の検定意見うち、少なくとも29件の違法性が認められれば本件申請図書は「一発不合格」にはならなかったのである。そのためこの年、原告の教科書が採択されなかったため、それによる損害を請求した。

2 原告はさらに、教科書が採択されなかった損害ばかりではなく、以下に述べるように、上記違法検定により、原告の教科書会社としての社会的評価が著しく低下させられたので、そのことによる損害を請求する。

原告は、教科用図書の検定制度の存在価値を認めるものであるが、これまで縷々述べてきたように、検定は、よりよい教科書を児童生徒に提供するという目的を超えて恣意的なものであってはならないのであるが、本件検定はまさに、恣意的不公正なもので、検定の裁量の幅を超えており、これは原告の表現の自由を侵害するものである。原告の受けた損害は、この表現の自由侵害についてのもも含まれるものであることを主張する。

3 訴訟提起のときには明らかになっていなかったのであるが、その後原告が情報開示請求等によって検定後の訂正申請の実態を調査した結果、文科省の検定が、他社の申請図書については怠慢か故意かはともかくほとんど放置に近い見逃しが行われていたという著しい不公平不正なものであったことが明らかになった。この違法検定により、原告は、校正不十分の欠陥教科書を発行する会社であるという不当な悪評を浴び続け、検定合格後の採択活動に大きな支障を生じた。これによる原告の経済的損害は原告にとっては巨額に上る。そこでこの損害の賠償を請求するのである。

4 「訂正申請」とは、原告の第八準備書面において詳述したように（同準備書

面7頁以下、特に14頁以下)、本来、主として検定後に発生した社会状況の変化に対応してデータや表現を修正するものであるが、実際には、他社の申請図書については、検定時に検定意見を付されてしかるべき多数の間違いが見逃され、検定合格後に訂正されたケースが多数であった。原告の第六準備書面で指摘したように、教育出版と日本文教出版の2社については、「目こぼし」が無く正常に検定が実施されていれば、「一発不合格」となるべきものであったのである。

- 5 たとえば、本件申請図書の源平合戦の1枚の地図について(甲1の73頁)、欠陥指摘件数をかさ上げするために6件もの検定意見が付いた(乙A18の2「欠陥箇所」の「43枚中15及び16枚目」、番号141乃至148)。一方で、日本文教出版社の訂正申請図書の申請番号263(P160~161)の地図1枚に於いて1件の訂正申請となっているが、実態は3件もの訂正をしている。つまり、本件申請図書の地図1枚に、かさ上げして6件の欠陥箇所を付けたならば、日文日本文教出版社の訂正申請は、3件の申請番号を付けたものを受理しなければならない。しかし、同社の3件の誤りを1件として、カウントするのであれば、本件申請図書の地図も欠陥箇所を6件とせずに1件としなければ、公平ではない。これも不正検定の証拠の一つである。

しかもこのことは、第1項で述べた「一発不合格」にも関連する。本件申請図書に対する検定意見が、他社の申請図書並に同一地図について1件として扱えば、本件申請図書の検定意見も5件減ることになり、第1項の29件は24件となることになる。このような事例は他にもある。

- 6 原告の第十準備書面でのべたように(同準備書面、第一の4(2頁))、被告は従来、原告が本件申請図書を杜撰に作成し、誤植が多いかのような印象操作を行ってきたが、実は本件申請図書の誤植は他社の申請図書に比べて少なかったのである。そのことについて被告は、「本件申請図書中、「誤記、誤植又は脱字」(略)を理由とするものは29件にすぎず」と認めているのである(被

告準備書面（7）4頁）。

7 原告は第八準備書面で述べたとおり、要検定箇所について実際に検定意見が付いた割合が、本件申請図書は96%であるのに対し教育出版の申請図書は7%、日本文教出版のそれは5%であると指摘し、両書とも当然「一発不合格」となるべきものであった（言い換えれば、検定すべきなのにしなかった「見逃し率」が本件申請図書では4%であるのに対し、教育出版については93%、日本文教出版については95%である）のに、本件申請図書だけが「一発不合格」となったのである。このような極端に不公平な検定が違法であることは明らかである。

8 原告が第八準備書面において甲第35号証の1及2の証拠を挙げて他社の申請図書に1項訂正に該当する単純ミスが多数存在することを示したことに對し、被告は、「前記書証は独自のものに過ぎず、被告において個別の反論を行う必要は全くない」と強弁する（準備書面（7）の7頁10行目）。しかしながら原告は単に件数のみを挙げているのではなく、具体的箇所を示してこれが誤記等に当たると主張しているのである。

被告が、2項訂正が正当であって1項訂正ではないと考えるのであれば、それを逐一主張すべきである。現に写真の裏焼きについては主張しているのではないか。その他について主張しないのはそれが不可能であるからと判断せざるを得ない。

9 以上により、本件申請図書は他社の申請図書に比べて誤記等の単純ミスが圧倒的に少なかったことが事実として明らかにされたにもかかわらず、被告は他社の申請図書に比べて本件申請図書が杜撰な教科書であり、「一発不合格」になるのは当然であると喧伝した。これによる被告の損害は甚大である。

10 以上のとおり、本件検定は、訴状に掲げた49件の検定意見そのものが違法であるばかりではなく、本件申請図書に対する検定が不公平不公正であるから違法である。

このような違法検定についての責任は、訴状請求原因第5の「被告らの責任」の項で述べたとおり、被告国並びに被告中前、同村瀬及び同黒沢の行為によるものである。

1 1 原告は、本件検定により、「一発不合格」の処分を受け、教科書を発行できなくなり、教科書の採択に参加できなくなったことにより、大きな損害を受けた。と同時に、本件検定により、原告は、杜撰な教科書を発行する会社として社会的評価を失墜させらればかりではなく、本件検定により原告の表現の自由を侵害された。これによる原告の損害は1000万円を下らない。この損害について、訴状記載の原告の損害1196万6千円の損害が認められなかった場合、予備的に請求する。

1 2 最後に、本件訴訟の意義について被告に訴えたい。本件訴訟は今まで述べてきたとおり、原告の受けた損害の一部を回復するために提起したものであるが、現行検定制度の欠陥を明らかにして被告にそのことを理解させ、子供たちにより良い教科書を届ける一助とするためでもある。

現行検定制度の欠陥の一例として、そもそも単なる誤記誤植とそれ以外の学習指導要領に反する記載を同価値として数え、それを「一発不合格」にするための個数とする点において基準自体が不合理なのである。被告自身が誤記誤植を網羅的にチェックすることが不可能であると認めているではないか。それにもかかわらず、誤記誤植を検定しなければならずそれを「一発不合格」とするための検定の数に入れているのである。

さらにいえば、現行の検定意見はすべて強制的であるが、かつての検定制度に戻して、助言的な検定意見と強制的な検定意見とを分ける工夫なども考えるべきである。第一歩としては、「一発不合格」制度を廃止すべきである。

要するに被告は、現行検定制度を無謬のものであると絶対視するべきではなく、本件訴訟を契機として謙虚に現行検定制度を見直すべきである。

以上